

## 掛川市水道事業管理規程第1号

掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月27日

掛川市水道事業管理者  
掛川市長 松井三郎

### 掛川市水道部管理規程の一部を改正する規程

掛川市水道部管理規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 掛川市水道事業の組織等に関する規程

第1条中「掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）第6条の規定に基づき設置する水道部の」を「水道事業に係る」に改める。

第2条中「水道部」を「掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）第6条に規定する上下水道部」に、「総務係、工務係及び施設管理係」を「水道総務係、水道工務係及び水道施設管理係」に改める。

第3条第1項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

第7条第1号中「総務係」を「水道総務係」に改め、ケを削り、コをケとし、サからセまでをコからスまでとし、同条第2号中「工務係」を「水道工務係」に改め、同号ウ中「給水装置」を「給水申請受付」に改め、同条第3号中「施設管理係」を「水道施設管理係」に改める。

第10条中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

第11条第3項中「水道部における」を「水道事業に係る」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。